



議案第十九号

三朝町水道事業等の設置に關する条例の制定について

別紙のとおり条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十

七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十三年三月十一日

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾参年参月露式日 原案可決

三朝町議會議長

矢田秀雄

三朝町条例第

号

三朝町水道事業等の設置に関する条例

(水道事業の設置)

第一条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、水道事業を設置する。

(経営の基本)

第二条 水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進する
ように運営されなければならない。

2 給水区域は、三朝町の区域内とする。

3 給水人口は、七〇〇〇人とする。

4 一日最大給水量は、三〇一〇立方メートルとする。

(組織)

第三条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）

第七条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第八條

の二の規定に基づき、水道事業に管理者を任じないこととし、管理者の職務は、町長（以下「管理者」という。）がこれを行なうものとする。

2 法第十四条の規定に基づき、水道事業の事務を処理させるため、水道課を置く。

（料金等）

第四条 料金は別表のとおりとし、給水施設の工事費及び手数料その他については規則で定める。

（重要な資産の取得及び処分）

第五条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売却以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が七百万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、二件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百四十三條の二第四項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第七條 水道事業の業務に関し法第四十條第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が十万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が十万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第八條 管理者は水道事業に関し、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十一日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月

三十一日まで作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概要

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか水道事業の経営状況を明らかにするため必要な事項

3 天災その他やむをえない事故により、第一項に定める期日までに業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけすみやかにこれを作成しなければならない。

(企業管理規程への委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、法第十条の規定に基づき企業管理規程で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際、三朝簡易上水道使用条例（昭和三十三年三月三十一日以前の料金等については、なお従前の例による）

別表料金表

消火栓	区分									料		金	内	訳	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	専用栓	口径				基本料
1	100	75	65	50	40	30	25	20	13	13	13	13	13	13	13
1	160	100	75	65	45	30	25	15	8	8	8	8	8	8	8
無料	5000	3000	2500	2000	1500	1000	800	500	170	170	170	170	170	170	170
1									増一立 す方 こと にメ ートル	水量	金額	金額	金額	金額	金額
1	20	20	20	20	20	20	20	20	25	25	25	25	25	25	25
1	850	700	650	550	150	100	80	70	30	30	30	30	30	30	30